

裁判所までひとつ跳び

弁護士に自己破産申立事件を委任した場合、弁護士がどのように活動し、手続きがどのように進行するのかを、個人の自己破産を横浜地方裁判所本庁に申し立てた事件を例にまとめてみました。



事務局長
不足書類については事務局からご連絡いたします。

弁護士

申立書作成
9月1日

依頼人

弁護士
裁判所に必要書類を添付して申立をします。
申立書および必要書類をチェック(裁判所)して、受理します。

破産手続開始申立
9月10日
ローン残債務が

破産に至った経過について、整理して記載する必要があります。あなたには住民票等の必要書類をととのえていただきます。あなたのマンションの査定価格も調査してください。

借金がだんだん増えてしまった経過について、思い出して書き添えてください。

マンションの査定価格の1.2倍以上の場合
同時廃止手続き
1.2倍未満の場合
小規模管財手続き

早期面接
9月12日
弁護士が裁判官と面接し、申立の内容などについて説明をします。このとき、裁判所に申立内容について厳しく点検されます。

債権調査
これまでの取引経過を開示します。(2ヶ月ほどかかります)

免責についての意見申述期間
11月9日まで
債務者の借金を免除することについて、債権者が裁判所に意見を述べる事ができる期間です。

破産決定
9月20日
特別に問題がなければ破産決定が即日出来ます。

債権者集会・免責審問期日
12月1日

債務者について破産手続を開始する。破産管財人を選任する。
破産管財人は、中立の立場の弁護士です。あなたの借金のできた経過や財産状況を調査し、財産を換価した上、債権者に配当する任務を負っています。あなたには破産管財人に協力する義務があります。

借金が増えた経過について、確認します。あなたのマンションは売却することになりますので、引越しの準備をしてください。もう二度と借金をしないように家計を把握してください。

マンションを売却しました。財団組入金金を債権者に配当します。

なるべく早く引越先を探します。もう二度と借金をしないうすむよう、妻とも話し合いました。家計簿もつけています。

申立書に間違いありませんね。今は収入の範囲内で生活していますね。

もう二度と借金はしません。

破産管財人面接
9月25日

債権者集会・免責審問期日
12月1日

債権者集会・免責審問期日
12月1日

当事務所では、原則として委任当日に委任通知を発送します。

当事務所の弁護士費用は、債務総額や債権者数にもよりますが、基本的に着手金21万円、報酬21万円です。一括でのお支払いが難しい方はご相談ください。

妻に相談をし、これ以上マンションのローンを支払うことはできないので、自己破産申立に同意してもらいました。

では、委任契約書を作成しましょう。これから、各債権者に委任通知を発送します。

委任契約締結
7月10日

債務整理の方法には、自己破産、任意整理、個人再生の3つがありますが、あなたの場合は、ローン返済額や家計の状況などから判断すると、自己破産の申立しか方法がありません。自己破産とは、あなたの全財産を返済にあてても任意整理が不可能な場合に裁判所に自ら破産を申し立て、借金を免除してもらう(免責してもらう)法的手続きです。

私は35歳のサラリーマンです。家族は妻と子ども二人です。5年前にマンションを購入しましたが、2年前から給料が減ってしまい、ローンの返済を消費者金融からの借入でまかなうようになりました。現在、消費者金融6社から総額500万円の借金をしています。借りては返しての自転車操業を繰り返してききましたが、これ以上返済することはできません。どうしたらいいでしょうか。

法律相談
7月1日

法律相談
7月1日

同時廃止手続き

免責審問期日
11月10日

免責許可決定
11月15日

債務者と弁護士が出頭する必要があります。裁判官から免責制度についての説明や今後の生活への訓戒などがされます。

免責を許可する。
依頼者及び債権者に免責許可決定が出た旨の連絡をします。

反省しています。
二度と借金をするつもりがないように生活してください。

債権者からの意見がなく、免責不許可事由もなければ免責許可決定が出されます。借金の原因が浪費、ギャンブルなどの場合は免責不許可事由があることになります。この場合は、小規模管財手続きを選択することにより、免責決定が受けられることがありますので、弁護士にご相談ください。

これで借金の支払い義務がなくなりました。これからの生活が大切です。もう二度と借金をしないようにご家族とも協力して頑張ってくださいね。

小規模管財手続き

免責許可決定
12月5日

QアンドA

- Q** 自己破産をすると、家族に迷惑はかからないでしょうか。
A 破産はあくまであなた個人の問題ですから、保証人になっていない限り、家族が不利益な扱いを受けることはありません。しかし、あなた自身は、破産手続きの間、保険の外交員や警備員などになることはできませんし、10年間ほどブラックリストに載りますから、ローンを組んだりクレジットカードを作ったりすることはできなくなります。
- Q** 自己破産したことを戸籍に記載されたりしないでしょうか。
A 破産宣告を受けても、戸籍に記載されることもありませんし、選挙権などの公民権にも全く影響はありません。特定の職業を除き、現在の職を失うこともありません。
- Q** 債権者からの督促が厳しいのですが。
A 弁護士に委任した後は、金融監督庁ガイドラインに基づき、債権者は今後の督促ができなくなります。弁護士に委任後は返済する必要もありません。
- Q** マンションは手放さなければなりませんか。
A 自己破産をする場合は、マンションを手放さなければなりません。継続的収入のある方は、個人再生手続きを選択すればマンションを継続して所有できます。しかし、マンションのローンは減額できません。詳しくは、弁護士にご相談ください。
- Q** 何度も自己破産はできるのですか。
A 7年間は2度目の免責を受けることはできませんし、7年以降も2度目の免責は認められない可能性がありますから、きちんと家計管理をして、二度と借金をしないで生活してください。